

議案第60号

平成30年度小松島市一般会計補正予算（第2号）

平成30年度小松島市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85,235千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,994,715千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年9月3日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		3,251,546	21,801	3,273,347
	1 地方交付税	3,251,546	21,801	3,273,347
12 分担金及び負担金		98,684	2,550	101,234
	1 分担金	3,000	2,550	5,550
14 国庫支出金		2,940,873	△6,045	2,934,828
	2 国庫補助金	858,682	△6,315	852,367
	3 国庫委託金	8,523	270	8,793
15 県支出金		1,127,056	8,693	1,135,749
	2 県補助金	337,288	8,693	345,981
18 繰入金		754,350	50,000	804,350
	1 基金繰入金	754,350	50,000	804,350
20 諸収入		131,946	2,936	134,882
	4 雑収入	121,436	2,936	124,372
21 市債		1,985,600	5,300	1,990,900
	1 市債	1,985,600	5,300	1,990,900
歳入	合 計	15,909,480	85,235	15,994,715

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,295,547	2,002	1,297,549
	1 総務管理費	951,926	2,002	953,928
3 民生費		6,241,282	41,181	6,282,463
	1 社会福祉費	2,089,472	425	2,089,897
	2 老人福祉費	743,432	22,800	766,232
	3 児童福祉費	2,022,422	16,860	2,039,282
	6 人権対策費	102,294	1,096	103,390

4 衛 生 費		1,748,127	15,409	1,763,536
	1 保 健 衛 生 費	672,587	15,409	687,996
6 農 林 水 產 業 費		388,097	10,000	398,097
	1 農 業 費	371,041	10,000	381,041
7 商 工 費		112,915	12,916	125,831
	1 商 工 費	112,915	12,916	125,831
8 土 木 費		2,241,500	36,052	2,277,552
	3 道 路 橋 梁 費	513,325	25,000	538,325
	5 砂 防 費	0	9,000	9,000
	7 都 市 計 画 費	963,276	2,052	965,328
9 消 防 費		421,045	27,972	449,017
	1 消 防 費	421,045	27,972	449,017
10 教 育 費		1,379,719	△60,297	1,319,422
	1 教 育 總 務 費	308,616	500	309,116
	2 小 学 校 費	117,575	6,000	123,575
	3 中 学 校 費	358,254	△78,410	279,844
	5 社 会 教 育 費	161,991	11,416	173,407
	7 保 健 体 育 費	75,795	197	75,992
歲 出 合 計		15,909,480	85,235	15,994,715

第 2 表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
会計年度任用職員制度導入支援業務委託料	平成 3 1 年度	4 9 4

第 3 表 地 方 債 補 正

1 追 加

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 方 法
自 然 災 害 防 止 事 業 債	2,500	普通貸借又は 証券発行	年利5%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地方 公共団体金融機構資金につい て、利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の 利率)	借入先の融資条件に従うも のとする。ただし、市財政の 都合により据置期間及び償還 期限を短縮し若しくは繰上償 還又は低利に借換えすること ができる。
社 会 教 育 施 設 整 備 事 業 債	3,200			

2 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
コ ミ ュ ニ テ ィ 施 設 整 備 事 業 債	2,600	17,400	20,000
市 道 整 備 事 業 債	219,300	22,500	241,800
河 川 等 整 備 事 業 債	23,800	600	24,400
防 災 対 策 事 業 債	36,000	8,500	44,500
消 防 施 設 整 備 事 業 債	47,000	9,000	56,000
義 務 教 育 施 設 等 整 備 事 業 債	119,500	△49,600	69,900
公 共 施 設 等 除 却 事 業 債	239,100	6,300	245,400
臨 時 財 政 対 策 債	500,000	△15,100	484,900